

# ～～～常勤保育士として内定した方に最大 10 万円を支給します～～～

【中野区保育従事職員就職奨励金（平成 30 年度）のご案内】

## ○対象となる方

・常勤の保育士として平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日に就職する内定を、平成 30 年度中に受けている方（みなし保育士を含みます）

※常勤とは、保育施設等で常態的に 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務をし、事業所の社会保険に加入している方を言います。

※同一事業者内の園の異動は対象になりません。ただし、内定先の園で就職するために、同一事業者の他園で研修する場合は対象になります。

※同一園の中で非常勤保育士または無資格者から常勤保育士に職種変更した方は対象になります。

≪対象施設≫①私立認可保育所（指定管理者、公設民営園を含む）

②認定こども園／③小規模保育事業／④居宅訪問型保育事業／⑤事業所内保育事業／⑥認証保育所

※①～⑥は中野区内の施設が対象です。区立認可外保育室は対象外です。

≪支給金額≫保育士に就職するために支出した、上記費目の領収書（平成 30 年 4 月 1 日から就職日の前日までの日付（但し平成 31 年 3 月 31 日まで）のものが有効）の合計額のうち、最大 10 万円支給します。

≪対象となる費目≫保育施設に就職するために支払った費用で下記のもの

就職に伴い転居が必要になった場合の費用／転居に伴い購入した家具及び電化製品等の費用／就職活動に要した被服（スーツ、靴、鞆等）及び交通機関の運賃等／保育士の資格取得のために要した学費、通信教育費、書籍、テキスト代／内定した保育施設の保育業務のための被服、エプロン、ジャージの費用／保育施設の通勤に使用する自転車、電動自転車、オートバイ等の購入費用

＜＜申し込み手続き＞＞内定が決まりましたら速やかに待機児童緊急対策担当に連絡（03-3228-5496）の上、下記送付先の窓口に直接お越しになるか、郵送してください。

申請に必要な書類は以下のとおりです。

＜申請時に必要となる書類＞①申請書 ②支出計画書（見込み） ③就職予定の保育施設の採用（内定）通知、又はそれに類する書類

【制度についての詳細、書類のダウンロードは下記ホームページより行ってください】

中野区トップページ（<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>）>くらし・手続き>こども・教育>保育園・幼稚園>保育従事職員就職奨励金のご案内（必ずご確認ください）

手続きに関するお問合せ・申請書類の送付先は

中野区幼児施設整備分野 待機児童緊急対策担当

03-3228-5496

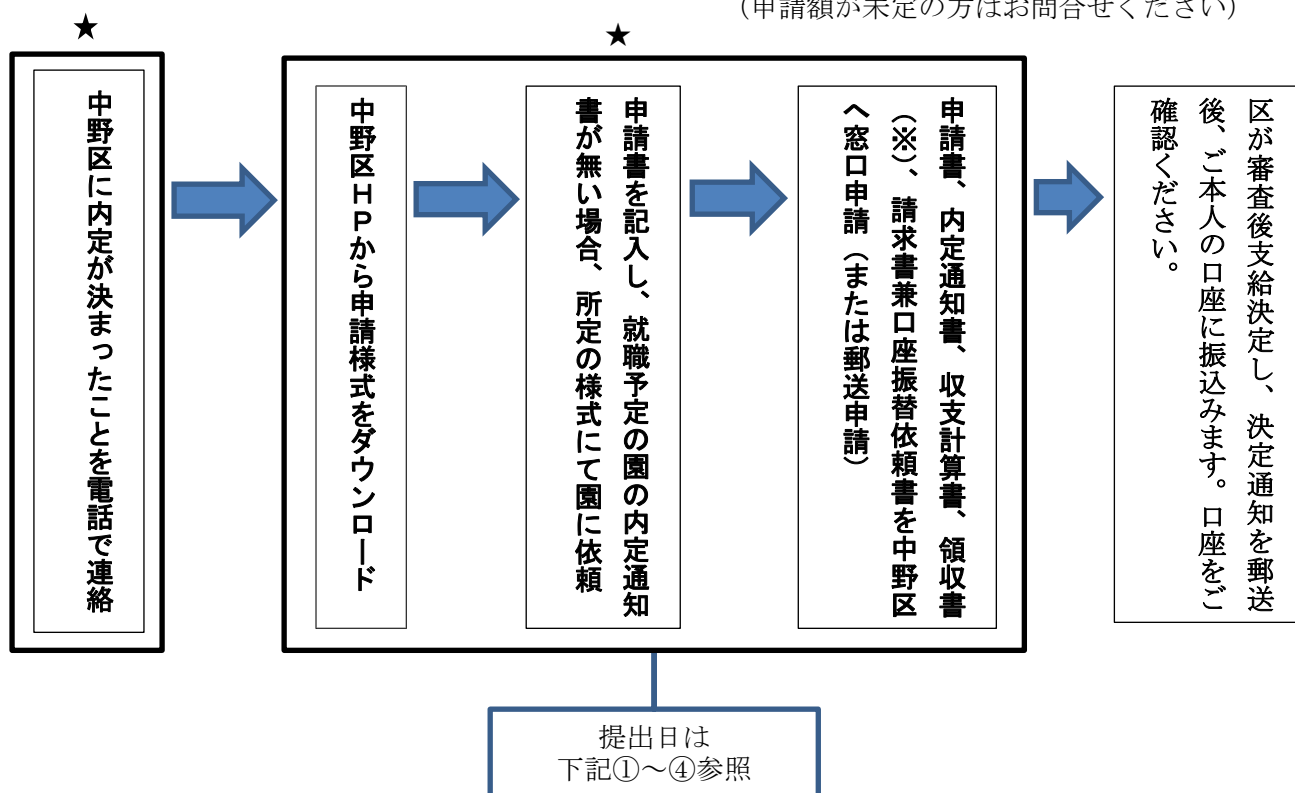
〒164-8501 中野区中野4-8-1 （3階16番窓口）

E-mail : [taikijidoukinkyu@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:taikijidoukinkyu@city.tokyo-nakano.lg.jp)

◆受付日：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

【申請～支給までの流れ 申請者が行う部分：★】 ※既に領収書が揃っていて申請額が確定している方の手続き方法  
(申請額が未定の方はお問合せください)



※認められる費目や領収書の要件については、HP掲載の「奨励金の対象となる費目と領収書の取り扱いについて」を必ず確認して下さい。

#### 【申請にあたっての注意点】

- (1) 申請書の提出期限は、平成30年度中に常勤保育士として内定を受けた方で、
  - ① 平成30年4月1日～7月1日に就職する(した)方は**平成30年7月31日(火)まで**にご提出下さい。
  - ② 平成30年10月1日までに就職する(した)方は**平成30年10月15日(月)まで**にご提出下さい。
  - ③ 平成31年1月1日までに就職する(した)方は**平成31年1月15日(火)まで**にご提出下さい。
  - ④ 平成31年1月2日～3月31日に就職する(した)方は**平成31年2月12日(火)まで**にご提出下さい。
  - ⑤ 平成31年4月1日～4月30日に就職する方は**平成31年1月7日(月)～2月22日(金)まで**にご提出下さい。

◆ただし、内定が2月12日(火)以降の方は、表面記載の中野区担当へすみやかに連絡してください。

窓口最終提出期限：平成31年3月29日(金)

郵送最終提出期限：平成31年3月31日(日)(当日消印有効)

- (2) 提出書類(申請書類、領収書等)はお返しできませんので、コピーを取って保存していただくことをおすすめいたします。
- (3) 内定の辞退、取り消しになった場合、奨励金は返還していただきます。
- (4) 奨励金の支給が行われた後3年間は支給対象外となります。
- (5) 同一事業者が運営する園からの異動は、支給対象になりません。

ただし、内定先で就職するために、同一事業者の他園で研修する場合は対象になります。